

○厚生労働省令第四百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定め
る省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次のように改正する。

第一条中第二百十六号を第二百二十号とし、第七十一号から第二百十五号までを四号ずつ繰り下げ、第

百七十号を第百七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十四 N—メチル—|—(ナフタレン—|—ニ—イル)プロパン—|—ニ—アミン及びその塩類

第一条中第百六十九号を第百七十二号とし、第百六十八号を第百七十一号とし、第百六十七号を第百七十号とし、第百六十六号を第百六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十九 二—|—「(メチルアミノ)メチル」—|—三・四—|—ジヒドロナフタレン—|—(二H)—|—オン及びその

塩類

第一条中第百六十五号を第百六十七号とし、第百五十九号から第百六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第百五十八号を第百五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十 一—|—(ベンゾフラン—|—五—|—イル)プロパン—|—ニ—アミン及びその塩類

第一条中第百五十七号を第百五十八号とし、第八十四号から第百五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第八十三号の次に次の一号を加える。

八十四 一—|—(二・三—|—ジヒドロベンゾフラン—|—六—|—イル)プロパン—|—ニ—アミン及びその塩類

第二条第五号の表中一—|—(ベンゾフラン—|—二—|—イル)プロパン—|—ニ—アミン、その塩類及びこれらを含む

する物の項の次に次のように加える。

二―「(メチルアミノ)メチル」―三・四―ジヒ
ドロナフタレン―一(二H)―オン、その塩類及
びこれらを含む物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。